



各 位

会社名 株式会社cotta

代表者名 代表取締役社長 黒須 綾希子

(コード: 3359 東証グロース 福証 Q-Board)

問合せ先 取締役総務部長 後藤 眞二郎

(TEL. 0972 - 85 - 0117)

# 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年10月31日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことについて決議しましたのでお知らせいたします。

記

## 1. 処分の概要

(1)	処分期日	2025年11月28日		
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 83,400 株		
(3)	処分価額	1株につき 505円		
(4)	処分価額の総額	42, 117, 000 円		
(5)	処分予定先	当社の従業員	15名	42,600 株
		当社子会社の取締役	9名	19,300 株
		当社子会社の従業員	16名	21,500 株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2025 年 10 月 31 日開催の取締役会において、当社子会社の取締役(以下「対象取締役」といいます。)及び従業員(対象取締役と合わせ、以下「支給対象者」といいます。)に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すること、支給対象者と株主の皆様との一層の価値共有を促進すること及び優秀な人材のリテンション向上を目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

本制度は、支給対象者に対して、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、 当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受け ることとなります

本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と支給対象者との間で 譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①支給対象者は、一定期間、 当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を 無償で取得すること等が含まれることといたします。

今般、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬 債権合計 42,117,000 円 (以下「本金銭報酬債権」といいます。)、当社の普通株式合計 83,400 株を支給対象者へ付与することといたしました。

なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すること、支給対象者と株主の皆様との一層の価値共有を促進すること及び優秀な人材のリテンション向上の実現のため、譲渡制限期間は5年以内で設定するものとしております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である支給対象者 40 名が当社に対する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社が処分する普通株式について引き受けることとなります。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各支給対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を 締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

#### (1) 譲渡制限期間

処分期日(2025年11月28日。以下「本処分期日」といいます。)から2030年11月27日まで(以下「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

当社は原則として、支給対象者が本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって、譲渡制限を解除する。

#### (3) 当社による無償取得事由

- ①支給対象者が任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社及び当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ②その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、割当契約に定めるところによる。

## (4) 中途退任における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、支給対象者が役務提供期間の途中で、当社の取締役会が 正当と認める理由により、当社及び当社子会社の取締役及び従業員のいずれの地位からも退任又 は退職した場合には、当該退任又は退職をした時点をもって、本処分期日を含む月から当該退任 又は退職した日を含む月までの月数を 60 で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には 1とする。)に、本株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、 これを切り上げる。)について譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の 時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

#### (5)組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を60で除した数(ただし、計算の結果1を超える

場合には1とする。)に、本株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。)の本株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

## (6) 公開買付け等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、本譲渡制限期間中に当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が開始された場合であって、支給対象者から当社に対して本公開買付けに応募するために本譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合には、当社の取締役会が別途定める日に全ての本株式について譲渡制限を解除する。

# (7) 株式の管理

本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、支給対象者が証券会社に開設した専用口座で管理される。当社及び支給対象者は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各支給対象者が保有する本株式の口座の管理に関連して証券会社との間において契約を締結している。

## 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年10月30日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である505円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。